

都市農業振興に向けた支援制度の充実について

国は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に都市農業振興基本法（以下、「基本法」という。）を制定し、基本法第9条の規定に基づき、平成28年5月に都市農業振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を閣議決定した。

これを受け、国土交通省においては、第193回国会に都市緑地法等の一部を改正する法律を提出し、生産緑地法の改正を行うとともに、生産緑地地区の指定要件の緩和など運用の改善を図った。

また、農林水産省においては、生産緑地地区の区域内における農地の貸借をしやすくする都市農地の貸借の円滑化に関する法律を平成30年9月1日から施行した。

併せて、財務省においては、平成30年度税制改正において、これらの法律に基づき、農地等の相続税等の納税猶予制度の見直しなど所要の税制改正を行った。

基本法の目的である都市農業の安定的な継続を図り、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境を形成するためには、より一層の支援制度の充実が望まれる。

については、都市農業のさらなる振興を図るために、国においては、次の事項に関する支援制度について特段の措置を講じられるよう、九都県市首脳会議として要望する。

- 1 相続税等納税猶予制度について、一定の土地利用制限のもと、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地も対象を拡大するなど、相続税等の軽減措置を講じること。

- 2 自治体が都市緑地としてその多様な機能を発揮できると判断し、買取申出がされた生産緑地を買取りできるよう、財政的な支援を拡充すること。
- 3 改正生産緑地法の円滑な施行に向けて、統一的なガイドラインの早期作成や事務の簡略化など「特定生産緑地制度」の円滑な指定を行うための支援の充実を図ること。
- 4 特定生産緑地制度が導入されるにあたり、生産緑地からやむを得ず特定生産緑地に移行できなかった都市農地について、追加指定の意向が示された場合の救済策を講じること。
- 5 認定農業者等の個人が、市民農園や体験農園を開設する際にも、交付金等の対象となるよう支援の拡充を講じること。

平成30年12月27日

財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 石田 真敏 様
農林水産大臣 吉川 貴盛 様
国土交通大臣 石井 啓一 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇人
	埼玉県知事	上田 清司
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市 長	林 文子
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	熊谷 俊人
	相模原市長	加山 俊夫